

お客様各位



2021年9月
グリーンナ株式会社

長野県茅野市において発生した土石流により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

長野県茅野市において発生した土石流により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの土石流災害に伴い、災害救助法が適用された地域（※1）において、お客さまからのお申し出があった場合には、下記の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

長野県茅野市において発生した土石流に伴う災害により災害救助法が適用された地域にお住まいで、グリーンナでんきをご契約中のお客さまより、弊社にお申し出のあった場合に適用いたします。対象地域の詳細および最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※1 災害救助法適用地域の詳細および最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

今後、同法適用地域が拡大となった場合は、拡大地域のご契約者さまについても適用対象とします。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日（※2）の延長

被災されたお客さまの2021年8月分、9月分、10月分および11月分の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長します。なお、2021年8月分については、災害救助法の適用日以降に支払期日を迎える方のみが対象となります。

なお、お申し込みいただいた時点ですすでにお支払いいただいている場合は、遡っての適用はいたしません。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 工事費負担金の免除（※3）

被災されたお客さまがその地点において、被災以降、全く電気を使用されないでその地点の供給契約を廃止し、被災前の契約をこえない内容で新たに電気の供給を申し込まれた場合で、2022年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

(4) 再建等に係る臨時工事費の免除（※4）

被災されたお客さまがその地点において、再建等のため、臨時電灯に供する目的で電気の供給を申し込まれた場合で、2022年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

(5) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2022年3月末日まで申し受けません。

※2 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。

※3～4 工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記へご連絡ください。

【グリーンナでんきカスタマーセンター】

電話番号 : 0120-33-7775

受付時間 : 平日9:00～18:00（年末年始、土曜・日曜・祝日を除く）

小売電気事業者 : グリーンナ株式会社

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

以上